

飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金

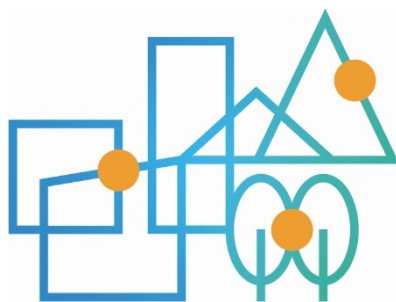
補助金申請の手引き (川路地区用)

「脱炭素先行地域」とは…

2050年の二酸化炭素排出実質ゼロに向けて、国が定める地域脱炭素ロードマップ[※]及び「地球温暖化対策計画」に基づき、これに先駆けて2030年までに民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化炭素排出実質ゼロを実現し、全国に向けた「実行の脱炭素 domino」を起こすモデルとなる地域です。

飯田市は、川路地区を対象とする事業提案を行い、令和4年11月に脱炭素先行地域として環境省から選定を受けています。

詳細な補助の条件、申請書の記載方法、添付書類、手続等に関しましては、
市役所ゼロカーボンシティ推進課までお問い合わせください。



脱炭素先行地域

<問合せ先・申請書等提出先>

〒395-8501

飯田市大久保町 2534 番地

飯田市役所 市民協働環境部 ゼロカーボンシティ推進課
(市役所本庁舎 C 棟 1 階)

電話：0265-22-4511 (内線：5473・5474)

<目次>

<u>1 補助事業の概要</u>	．．．．．	P.3
<u>2 申請の時期・受付期間</u>	．．．．．	P.4
<u>3 各種補助メニューの内容</u>		
<u>(1) 太陽光発電設備設置補助事業</u>	．．．．．	P.5
<u>(2) 蓄電システム設置補助事業</u>	．．．．．	P.8
<u>(3) ZEH建築促進事業</u>	．．．．．	P.11
<u>(4) 薪ストーブ導入促進事業</u>	．．．．．	P.14
<u>(5) 既存住宅断熱改修促進事業</u>	．．．．．	P.15
<u>(6) 電気自動車等導入促進事業</u>	．．．．．	P.19
<u>(7) V2H導入促進事業</u>	．．．．．	P.21
<u>4 補助金の請求について</u>	．．．．．	P.22
<u>5 その他</u>	．．．．．	P.22

I 補助事業の概要

名称：飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金

目的：国が定める脱炭素ロードマップに基づき、該当の地域（脱炭素先行地域）において、2030年までに前倒しして民生部門（家庭・事務所など※）の電力使用に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現することを目指します。

事業の位置付け：環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用し、環境省から飯田市に交付される交付金を財源として、飯田市から本補助事業の対象者となる方へ補助金として交付する「間接補助事業」です。

そのため、市の補助金の交付に当たっては、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の交付要件として環境省が定める条件を満たす必要があります。

(I) 対象事業

①太陽光発電設備設置補助事業（P.5～）

太陽光発電の自家消費を推進し、電力の使用に伴う二酸化炭素排出を削減することを目的に、太陽光発電設備の設置に係る経費の一部を補助するものです。

②蓄電システム設置補助事業（P.8～）

太陽光発電設備等で発電したクリーンな電気を蓄え、効率よく利用するために必要となる蓄電システムの設置に対して、経費の一部を補助するものです。

③ZEH建築促進事業（P.11～）

エネルギーの創出と省エネによって、住宅におけるエネルギー使用を正味ゼロとするZEH（ネット・ゼロ・エネルギー住宅）の普及を図るため、住宅建築に要する費用の一部を補助するものです。

④薪ストーブ導入促進事業（P.14）

化石燃料の仕様を抑制し、木質バイオマスを活用した循環型の熱利用を促進するため、薪ストーブの購入に要する費用の一部を補助するものです。

⑤既存住宅断熱改修促進事業（P.15～）

既存住宅の断熱性を高め、省エネルギー化をするためのサッシ、外壁などの改修の促進のため、住宅改修工事に要する費用の一部を補助するものです。

⑥電気自動車等導入促進事業（P.18～）

「動く蓄電池」としての電気自動車の導入を促進し、再生可能エネルギーの効率的な利用を行うため、その購入費用の一部を補助するものです。

⑦V2H導入促進事業（P.20）

車両から建物への給電を可能とするV2H(Vehicle to Home)の設備導入を促進し、電気自動車等の蓄電機能の活用を目指すため、設備設置に要する経費の一部を補助するものです。

(2) 補助対象者（共通）

- ・飯田市川路地区の区域（脱炭素先行地域エリア）内において、対象事業を実施しようとする方
- ・市税の未納がない方
- ・飯田市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でない方
- ・事業実施に当たり、関係法令の規定に違反しない方
- ・その他、国の要綱等における地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付要件を満たす方

(3) 補助率等

- ・対象事業ごとに異なります。詳細は各対象事業のページをご確認ください。なお、**他の国庫支出金を財源とする補助金等との併用はできません。**
- ・事業者が実施する事業については、「仕入税額控除制度」を考慮し、対象経費に消費税及び地方消費税に相当する額を含めないものとします。

(4) 事業費について

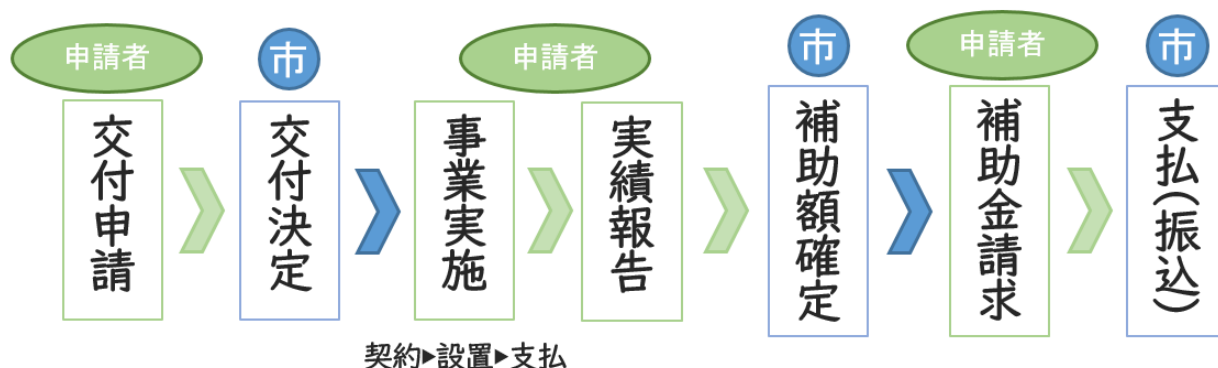
対象となる設備等を検討される際は、設備の性能を勘案したうえで、複数の事業者の見積もりを比較検討する等を行い、費用効率性が十分に確保されていることを必ず確認してください。

(5) 申請方法

原則として、**対象事業の着手前**に市役所に交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。交付決定後に事業を実施し、事業完了後に実績報告書の提出を行います。

交付決定前に事業着手を行った場合や、期限までに実績報告書の提出がない場合などは、補助金の交付が行われませんのでご注意ください。

<申請から交付までの流れ イメージ>



申請書等の受付窓口は、市役所本庁舎C棟1階の**ゼロカーボンシティ推進課**です。申請順などの確認の必要から、**郵送での申請は受け付けておりません**ので、ご注意ください。

補助金申請には審査があります。対象事業を実施する際には、**あらかじめ交付の条件などについて十分に確認を行ったうえで**実施してください。ご不明な点は市役所ゼロカーボンシティ推進課までお問い合わせください。

2 申請の時期・受付期間

申請受付期間 令和6年5月15日（水）から令和6年11月29日（金）まで（必着）

実績報告期限 次のいずれか早い日まで（必着）

- ① 対象事業完了の日から起算して30日を経過する日
- ② 令和7年2月28日（金）

不測の事由により、期間内に補助事業を完了することが困難な場合はご相談ください。

※「民生部門」とは…？

各種補助制度の対象となる「民生部門」とは、国の総合エネルギー統計の分類によっており、家庭部門（一般家庭）と業務その他部門（事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないもの）に分類されます。

そのため、住宅のほか、事務所や店舗等のサービス施設などにおける対象事業の実施についても、本補助金の交付対象となります。（なお、製造業等は除かれます。）

（「業務その他部門」の例：情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融業、保険業、不動産業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業など）

3 各種補助メニューの内容

(1) 太陽光発電設備設置補助事業

①事業の目的

太陽光発電によって得られる電気を自家消費することで、再生可能エネルギーの地産地消や、CO2を排出しない電力の利用を推進するため、太陽光発電設備の設置を補助するものです。

②補助率等

2／3

ただし、1 kW当たりの対象経費が30万円を超える場合は、対象設備の出力（kW）×30万円×2／3（千円未満端数切捨て）を補助額の上限とします。

※飯田市太陽光発電設備・蓄電システム設置補助金との併用が可能

※太陽光発電設備の出力については、「定格出力」を基準とします。

③対象設備の条件について

- ・未使用品であること（中古品は対象外）。
- ・性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。
- ・各種法令等を遵守した設備及び設置方法であること。
- ・設置する太陽光発電設備で発電される電気を、一定割合以上自家消費するものであること（家庭用30%）。
- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）に基づく固定価格買取制度（FIT制度）、市場連動型制度（FIP制度）の認定を取得しないこと。
- ・発電量等を把握できるモニター等が設置されており、市の求めに応じ報告することが可能であること。
- ・その他、「国の基準」を満たしていること。

- ・10kWを超える発電設備は、事業用資産として固定資産税の課税対象となりますので、必ず申告手続きをしてください。
- ・PPAやリース契約（発電設備の所有権を取得せずに、設備使用の対価を事業者を支払う契約形態）も補助金交付の対象となりえますが、対象者は設備を所有する事業者となります。当該事業者の補助金交付申請が必要となりますので、別途ご相談ください。

④対象経費について

- ・補助金交付の対象となる経費は、太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、配線及び配線器具、余剰電力販売用電力量計、その他太陽光発電の実施に当たり必要となるシステムの設置に必要な工事に係る経費です。
- ・設備設置可否の調査、設備設置のための屋根補強その他太陽光発電設備の設置に直接必要と認められない経費を除きます。
- ・事業者の場合は、消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。

⑤法定耐用年数

17年

⑥交付申請時の添付書類

- ☐ 費用の総額及び内訳のわかる書類
- ☐ 2者以上の見積書（事業着手時点において有効なもの）又は業者選定理由書
- ☐ 設備の型番、定格出力その他の仕様が掲載されたメーカー資料（製品カタログの写し、ウェブサイトのページ印刷物等）
- ☐ 設備の型番、設置枚数、設置位置、最大出力等を明示した配置図
- ☐ 設備の発電量の見込み及び自家消費の対象となる建物等の電力需要量の見込みが確認できる書類（自家消費率算出シート）

⑦実績報告時の添付書類

- ☐ 事業者と契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等）
- ☐ <費用に変更があった場合> 費用の総額及び内訳がわかる書類
- ☐ 費用の支払を証明する書類（領収書の写し等）
- ☐ <交付申請時に提出した配置予定図からの軽微な変更があった場合> 設備の型番、設置枚数、設置位置、最大出力等を明示した配置図
- ☐ 設備を設置した建物の外観がわかる写真
- ☐ 太陽パネル及びパワーコンディショナー（PCS）の設置状況がわかる写真
- ☐ <発電量又は電力需要量の見込みに変更があった場合> 設備の発電量の見込み及び自家消費の対象となる建物等の電力需要量の見込みが確認できる書類（自家消費率算出シート）
- ☐ <系統接続した場合> 一般送配電事業者と系統連系していることがわかる書類の写し
- ☐ <余剰電力を売電する場合> 当該売電に係る契約先及び契約内容が確認できる書類

【国の基準（国要領別紙Ⅰ抜粋）】

【交付要件】

- a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- b 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。
- c 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- d 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（a）～（i）をすべて遵守していることを確認すること。
 - (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
 - (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
 - (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
 - (d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
 - (e) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
 - (f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
 - (g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
 - (h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
 - (i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
 - (j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
 - (k) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
 - (l) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保

険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。

g 次の（a）～（c）のいずれかを満たすこと。

（a）需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（業務用：50%、家庭用：30%）以上とすること。

（b）需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。

（c）本事業により脱炭素先行地域に導入した再エネ発電設備（※1）で発電した電気を、系統を用いて脱炭素先行地域内に供給する場合については、供給先を当該再エネ発電設備と同一市区町村内の脱炭素先行地域内の需要家（脱炭素先行地域の提案者が都道府県の場合は同一都道府県内の当該脱炭素先行地域内の需要家）に限定し、原則脱炭素先行地域内で消費すること（（a）及び（b）の場合を除く。）。ただし、発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力（※2）が生じ、脱炭素先行地域内で消費できずに域外に売電する場合は、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新や脱炭素先行地域の実現のための費用に充てること。

h ソーラーカーポートを導入する場合、交付対象となる設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（ソーラーカーポート事業））」を参考にすること。

i 建材一体型太陽光発電設備を導入する場合、交付対象となる設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（建材一体型太陽光発電事業））」を参考にすること。

(2) 蓄電システム設置補助事業

①事業の目的

太陽光発電によって得られる電気の自家消費を夜間などにも効率よく行うための蓄電池の設置を補助するものです。

②補助率等

2／3

ただし、1 kWh 当たりの対象経費が30万円を超える場合は、対象設備の容量（kWh）×30万円×2／3（千円未満端数切捨て）を補助額の上限とします。

※飯田市太陽光発電設備・蓄電システム設置補助金との併用が可能

※蓄電池の容量については、「定格容量」を基準とします。

③対象設備の条件について

- ・未使用品であること（中古品は対象外）。
- ・申請日時点において、環境省の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業」の令和6年度又は令和5年度における蓄電システム登録済製品であること。ただし、国の基準を満たすものは対象としますので、個別にご相談ください。

- ・各種法令等を遵守した設備であること。
 - ・太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備を接続すること。
(接続先の設備がFITまたはFIPの認定を受けている場合であっても、再エネ発電設備の自家消費分電力を蓄電するものは、対象となります。)
 - ・停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
 - ・その他、「国の基準」を満たしていること。
 - ・PPA又はリースによる設置の場合は、導入設備が法定耐用年数期間満了まで継続的に使用される契約内容となっており、かつ、交付金相当額がサービス料又はリース料から控除されるものであること。
- ※ PPAやリース契約（蓄電池の所有権を取得せずに、設備使用の対価を事業者を支払う契約形態）も補助金交付の対象ですが、対象者は設備を所有する事業者となります。当該事業者からの補助金交付申請が必要となりますので、個別にご相談ください。

④対象経費について

- ・補助金交付の対象となる経費は、蓄電池本体、電力変換装置（パワーコンディショナー等）、配線及び配線器具、その他付属機器並びに設置工事（配線や電気工事）に要する経費です。
- ・事業者の場合は、消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。

⑤法定耐用年数

6年

⑥交付申請時の添付書類

- ☐ 費用の総額（事業着手時点において有効なもの）及び内訳のわかる書類
- ☐ 2者以上の見積書又は業者選定理由書
- ☐ パッケージ型番、初期実効容量その他の仕様が掲載されたメーカー資料（製品カタログの写し、ウェブサイトのページ印刷物等）
- ☐ 蓄電システムのパッケージ型番、台数及び当該設備の最大蓄電容量を明示した設置箇所がわかる平面図
- ☐ <接続先太陽光発電設備が系統接続している場合> 接続先太陽光発電設備について、一般送配電事業者と系統連系していることがわかる書類

⑦実績報告時の添付書類

- ☐ 事業者と契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等）
- ☐ <費用に変更があった場合> 費用の総額及び内訳がわかる書類
- ☐ 費用の支払を証明する書類（領収書の写し等）
- ☐ <交付申請時に提出した配置予定図から軽微な変更があった場合> 設備の型番、設置枚数、設置位置、最大出力等を明示した配置図
- ☐ 設備を設置した建物の外観がわかる写真
- ☐ 蓄電システムの設置状況及び蓄電システムのパッケージ型番がわかる写真
- ☐ <交付申請時に提出した平面図からの軽微な変更があった場合> 蓄電システムのパッケージ型番、台数及び当該設備の最大蓄電容量を明示した設置箇所がわかる平面図

【国の基準（国要領別紙Ⅰ抜粋）】

【交付要件】

a 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。

b 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。

c d（略）

【業務用蓄電池（4,800Ah・セル以上）：eを満たすこと】

e 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。

【家庭用蓄電池（4,800Ah・セル未満）：f～kの全てを満たすこと】

f 蓄電池パッケージ

(a) 蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

g 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）

(b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

①複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

②購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(d) 保有期間 法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(e) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(f) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

h 蓄電池部安全基準

(a) JIS C 8715-2 の規格を満足すること。

- i 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）
 (a) JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくはJIS C 4412-2※の規格も可とする。
 ※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。
- j 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）
 (a) 蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。
 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。
- k 保証期間
 (a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。
 ※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。
 ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。
 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。
 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。
 ※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。

(3) ZEH建築促進事業

①事業の目的

エネルギーの創出と省エネによって、住宅におけるエネルギー使用を正味ゼロとするZEH（ネット・ゼロ・エネルギー住宅）の普及を図り、住宅から排出されるCO2の削減を目指します。

②補助率等

定額 （ZEH：55万円／戸 ZEH+：100万円／戸）

（対象住宅に対して直交集成板（CLT）を導入する場合、90万円／戸を上乗せ）

※「飯田版ZEH」の要件も満たす場合、「飯田版ZEH」に対する補助金との併用が可能

③対象住宅の条件について

- ・新築戸建住宅又は新築戸建建売住宅であること。
- ・国が定める「ZEH」（一部条件下において「Nearly ZEH、ZEH Oriented）又は「ZEH+」の条件を満たしていること。
- ・登録BELS評価機関による第三者認証を受けていること。
- ・その他、「国の基準」を満たしていること。

④対象経費について

- ・補助金交付の対象となる経費は、対象住宅の建築に直接必要となる経費です。
- ・事業者の場合は、消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。

⑤法定耐用年数

木造住宅：22年

RC（鉄筋コンクリート）造：47年

⑥交付申請時の添付書類

☐対象建築物に係る位置図

☐費用の総額及び内訳がわかる書類

☐2者以上の見積書（事業着手時点において有効なもの）又は業者選定理由書

☐設計図書のうち配置図、平面図又は立面図の写し

⑦実績報告時の添付書類

☐事業者と契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等）

☐＜費用に変更があった場合＞費用の総額及び内訳がわかる書類

☐建築に要する費用の支払を証明する書類（領収書の写し等）

☐＜設計図書の内容に軽微な変更があった場合＞配置図、平面図又は立面図の写し

☐対象建築物の複数角度、遠景、近景の写真

☐検査済証の写し（建築基準法第7条第5項）

☐登録BELS評価機関による第三者認証を受けたことを証明する書類

【国の基準（国要領別紙Ⅰ抜粋）】

【交付要件】

- a 事業実施主体は、新築戸建住宅の建築主、又は新築戸建建売住宅（建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅）の購入予定者となる個人若しくは販売者となる法人とする。
- b 交付対象は、事業実施主体（新築戸建建売住宅の販売者となる法人の場合を除く。）が常時居住する住宅であり、専用住宅であること（ただし、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分がZEH又はZEH+を満たすこと）。
- c 導入する設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）」の例を参考にすること。
- d ZEHのエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省に対する必要な情報提供に協力すること。

【ZEH：e・fを満たすこと】

- e ZEHロードマップにおける『ZEH』の定義を満たしていること。（※1※2）
 - (a) 住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた強化外皮基準（UA値）以上であること。（0.60以下）
 - (b) 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。（※3）
 - (c) 太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入すること。（※2）
（売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。本交付金により再エ

ネに係る設備を当該住宅に導入する場合には、ア（ア）、ア（イ）又はア（ウ）によることとする。）

(d) 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。（※1※2※3※4）

f 申請する住宅について、省エネルギー性能表示にて、『ZEH』であることを示す証書を取得すること。（※5）

【ZEH+のみ：g～iの全てを満たすこと】

g e、fの＜ZEHの交付要件＞を満たしていること。（※1※4※6）

h 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から25%以上削減されていること。（※3）

i 次の（a）～（c）のうち2つ以上を選択し導入すること〔ZEH+の選択要件〕。（※7）

(a) 住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた強化外皮基準(UA値)以上であること。(0.60以下)（※8）

(b) HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。

(c) 再エネ発電設備により発電した電力を電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車に充電を可能とする設備、又は電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること。（※9）

※1 本事業では、寒冷地（地域区分1又は2）、低日射地域（日射区分A1又はA2）又は多雪地域（垂直積雪量100cm以上）の場合に限り、Nearly ZEHも交付対象とする。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上削減されている必要がある。なお、多雪地域は、建築基準法施行令第86条の規定により、特定行政庁が定める垂直積雪量100cm以上に該当する地域とする。

※2 本事業では、交付対象住宅がZEHの場合、北側斜線制限（2階建以上の住宅に影響が生じる場合）の対象となる用途地域等であって、敷地面積が85㎡未満である土地に建築される住宅（平屋建ての場合を除く）及び多雪地域（垂直積雪量100cm以上）に建築される住宅に限り、ZEH Oriented も交付対象とする。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されている必要がある。

※3 エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）」に準拠するものとする。また、エネルギー計算は空調（暖房・冷房）、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。

※4 再エネ等を加えて100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含む。

※5 本事業では、「※1」に該当する場合に限りNearly ZEHを、「※2」に該当する場合に限りZEH Oriented であることも可とする。また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号。以下、「改正建築物省エネ法」という）

の施行に伴い変更された地域区分及び日射地域区分については改正後の地域区分でのみ申請を可とする。

※6 本事業では、「※1」に該当する場合に限りNearly ZEHであることも可とする。また、改正建築物省エネ法の施行に伴い変更された地域区分及び日射地域区分については改正後の地域区分でのみ申請を可とする。

※7 区分8の地域については、[ZEH+の選択要件]のうち「外皮性能の更なる強化」は選択できない。

※8 電気自動車又はプラグインハイブリッド車の保管場所を申請する住宅の敷地内に設ける必要がある。

【直交集成板（CLT）を導入する場合：j・kを満たすこと】

j 交付対象となるCLTは、次の（a）～（c）の要件を全て満たすこと。

（a）交付対象住宅への導入箇所は、構造耐久力上主要な部分のうち、壁、床版又は屋根版に面的に使用されていること。

（b）交付対象住宅におけるCLT総使用量は、延べ面積で除した単位面積あたりの当該CLTの使用量が $0.1 \text{ m}^3/\text{m}^2$ 以上であること。

（c）工法は問わない。但し、枠組壁工法を用いて工事を行う場合は、「枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成29年国土交通省告示第1540号）」に準拠すること。

k 国内製品においては、JAS認定工場で製造されたJAS製品であること。

（注）CLTの導入に際しては、仕上材の一部、又は化粧材や柱等への使用の場合は、交付対象とならない。

(4) 薪ストーブ導入促進事業

①事業の目的

薪ストーブの導入を促すことで、化石燃料の使用を抑制し、木質バイオマスを活用した循環型の熱利用を目指します。

②補助率等

2／3

ただし、対象経費が120万円を超える場合は、 $120 \text{ 万円} \times 2/3$ （千円未満端数切捨て）＝80万円を補助額の上限とします。

※飯田市もりのエネルギー推進事業補助金との併用が可能

③対象設備の条件について

- ・未使用品であること（中古品は対象外）。
- ・常時薪を燃料として用いるものであること。
- ・住宅に設置し、暖房機器として法定耐用年数以上使用すること。
- ・その他、「国の基準」を満たしていること。

④対象経費について

- ・補助金交付の対象となる経費は、薪ストーブ本体、煙突、遮熱版、その他付属機器並びに設置工事等、薪ストーブの購入及び通常の設置に要する経費です。
- ・事業者の場合は、消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。

⑤法定耐用年数

6年

⑥交付申請時の添付書類

- ☐費用の総額及び内訳がわかる書類
- ☐2者以上の見積書（事業着手時点において有効なもの）又は業者選定理由書
- ☐機種の種類番その他の仕様が掲載されたメーカー資料（製品カタログの写し、ウェブサイトのページ印刷物等）

⑦実績報告時の添付書類

- ☐＜費用に変更があった場合＞費用の総額及び内訳がわかる書類
- ☐費用の支払を証明する書類（領収書等の写し等）
- ☐設置した建物の外観がわかる写真
- ☐室外給排気筒又は煙突の設置状況がわかる写真
- ☐設置箇所の設置前後の状況がわかる写真
- ☐設置作業の状況がわかる写真
- ☐試験燃焼の状況がわかる写真

【国の基準（国要領別紙Ⅰ抜粋）】

【交付要件】

a（略）

b バイオマス熱利用については、バイオマス依存率（バイオマスの発熱量÷（バイオマスと非バイオマスの発熱量）×100）を60%以上とすること。副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない（常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。）。（略）

c～e（略）

(5) 既存住宅断熱改修促進事業

①事業の目的

既存住宅の断熱性能を高め、省エネルギー化を行うための住宅改修を促進し、住宅におけるエネルギー使用の効率化を目指すものです。

②補助率等

2／3

ただし、対象経費が180万円を超える場合は、 $180\text{万円} \times 2/3$ （千円未満端数切捨て）＝120万円を補助額の上限とします。

③対象となる住宅について

- ・補助金の申請日時点において現に所有する既存住宅であること。所有予定である場合は個別に相談すること。
- ・個別住宅にあっては、申請者自身が常時居住する専用住宅であること。（店舗、事務所等の併用は不可）
- ・その他、「国の基準」を満たしていること。
- ・集合住宅の改修に関しては、別途ご相談ください。

④対象の製品等について

- ・断熱材、窓、ガラスについては、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）」の対象となる未使用の製品であること。

参考WEBサイト（補助対象製品一覧）URL <https://ekes.jp/>

- ・断熱材については、以下の条件を満たすものであること。

- | |
|--|
| <p>①熱抵抗値（R値）が、天井及び外壁にあっては2.7以上、床にあっては2.2以上であること。</p> <p>②天井改修においては、屋根の直下の天井及び外気に接する天井の全てを改修すること。</p> |
|--|

- ・窓・ガラスについては、以下の条件を満たすものであること。

- | |
|--|
| <p>①窓の改修工法は、カバー工法窓取付、外窓交換、内窓取付のいずれかとする</p> <p>②ガラスの改修工法は、ガラス交換とする。</p> |
|--|

- ・玄関ドアについては、以下の条件を満たすものであること。

- | |
|---|
| <p>①熱貫流率が$4.65\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$以下であること</p> <p>②戸と枠の組み合わせが以下の表1のとおりであること</p> <p>③建具内部の断熱材の仕様から①又は②と同程度の性能を有するものと判断されること</p> |
|---|

(表1) 補助対象となる組み合わせ(玄関ドア)

戸の仕様 枠の仕様	金属製高断熱 フラッシュ構造		金属製断熱 フラッシュ構造		金属製 フラッシュ構造		金属製 ハニカムフラッシュ構造		金属製 又はその他	
	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし
金属製 熱遮断構造	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
樹脂と金属の 複合材料製	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
金属製又は その他	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×

⑤対象経費について

- ・対象の製品等の購入及び当該製品等の通常の設置に要する工事費を対象とします。

⑥改修箇所及び改修率について

延べ面積における補助対象面積の占める割合(改修率)が、表2における組み合わせごとの最低改修率を上回っていること。

(表2) エネルギー計算結果早見表

断熱部 位数	組合せ 番号	天井	外壁	床	窓・ガラス	最低改修 率(%)
4部位	1	天井	外壁	床	窓の改修、ガラスの改修	25
3部位	2	天井	外壁		窓の改修、ガラスの改修	25
	3	天井	外壁	床		25
	4		外壁	床	窓の改修、ガラスの改修	25
	5	天井		床	窓の改修、ガラスの改修	25
2部位	6	天井	外壁			25
	7	天井		床		25
	8	天井			窓の改修、ガラスの改修	25
	9		外壁		窓の改修	40
	10		外壁		ガラスの改修	40
	11		外壁	床		40
	12			床	窓の改修	40
	13			床	ガラスの改修	40
1部位	14				窓の改修	100

⑦交付申請時の添付書類等

- ☐対象建築物に係る位置図
- ☐費用の総額及び内訳のわかる書類
- ☐2者以上の見積書（事業着手時点において有効なもの）又は業者選定理由書
- ☐申請者に係る住民票の写し
- ☐改修に用いる断熱材、建材等の製品に係る型式及び性能を確認できる書類
- ☐対象建築物の延床面積及び改修率を確認するための改修箇所、補助対象床面積等を確認できる平面図

⑦実績報告時の添付書類等

- ☐事業者と契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等）
- ☐＜費用に変更があった場合＞費用の総額及び内訳がわかる書類
- ☐改修に要する費用の支払を証明する書類（領収書の写し等）
- ☐改修箇所に係る改修前、改修後の写真
- ☐改修に用いた断熱材、建材等の製品に係る出荷証明書又は施工証明書

【国の基準（国要領別紙Ⅰ抜粋）】

【交付要件】

- a 専用住宅であること。店舗、事務所等との併用は不可とする。
- b 導入する製品については環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）」、改修する居室等と部位については、同事業のエネルギー計算結果早見表を参考にすること。
- c 居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修すること。居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても交付対象とならない。
- d 導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工すること。
- e 玄関外皮が改修対象となる事業においては、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修の対象外としてもよい。
- f 断熱材及び窓・ガラスを改修する場合は、原則、外皮部分（外気に接する部分）のみ交付対象とする。

【戸建住宅・集合住宅（個別）：g又はhの全てを満たすこと】

g 事業実施主体が居住・所有する住宅の場合

- (a) 事業実施主体自身が常時居住する住宅であること（住民票の写しに示す人物と同一であること）。ただし、改修後に居住予定の場合は、改修後に当該住宅に居住し、住民票の写しの提出により同一人物であることを確認すること。
- (b) 事業実施主体自身が所有している住宅であること。ただし、今後に所有予定の場合は、当

該住宅を所有後、登記事項証明書の写しを確認すること。

(c) 集合住宅（個別）において、区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、当該集合住宅の管理規約等で、申請者が共用部の改修を行うことを認められていることを確認すること。

h 事業実施主体が居住・所有しない（買取再販業者等）の場合

(a) 買取再販業者等が既存住宅を買い取り、本交付金によって、既存住宅断熱改修を行った住宅を住宅購入者に販売する場合、交付金額相当分が住宅購入者に還元されるものであること。

【集合住宅（全体）：i～mの全てを満たすこと】

i 原則、当該集合住宅の全ての対象住戸を改修すること。ただし、管理組合総会等の決議がある場合、全戸改修でなくとも可とする。

j 対象となる改修について、当該集合住宅の管理組合総会等での承認決議を得ること。

k 区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、管理規約等で共用部であることが確認できること。内窓・断熱材を用いて改修する場合は特に注意すること。

l 本交付の活用を前提とする改修の意思決定が議事録等で確認できること。

m 事業実施主体が買取再販業者等の場合、買取再販業者等が既存住宅を買い取り、本交付金によって、既存住宅断熱改修を行った当該集合住宅を集合住宅購入者に販売する場合、交付金額相当分が集合住宅購入者に還元されるものであること。

(6) 電気自動車等導入促進事業

①事業の目的

電気自動車等（車載型蓄電池）の導入を促進し、再生可能エネルギーの効率的な利用や、災害時レジリエンス機能の強化を目指すものです。

②補助率等

・電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHEV） 蓄電容量×1／2×4万円／kWh
ただし、経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」（以下「CEV補助金」といいます。）の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とします。）

・燃料電池自動車（FCV） 「CEV補助金」の「銘柄ごとの補助金交付額」

※電気自動車については、飯田市太陽光発電設備・蓄電システム設置補助金との併用が可能
※CEV補助金との併用はできません。

③対象車両の条件について

- ・住宅等へ外部給電が可能であること。
- ・中古車でないこと。
- ・V2H充放電設備を有しており、当該設備を利用した給電を行うことが予定されること。
- ・「飯田市災害時協力車登録制度」に登録すること。
- ・その他、「国の基準」を満たしていること。

※電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のみ

・太陽光発電設備などの再エネ発電設備と接続して充電を行う車両であること。

※燃料電池自動車のみ

・CO2排出実質ゼロの水素を使用するものであること。

④対象経費について

- ・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車の購入に通常要する経費です。
- ・事業者の場合は、消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。

⑤法定耐用年数

軽乗用自動車 4年 普通乗用自動車 6年

⑥交付申請時の添付書類

- ☐ 費用の総額及び内訳がわかる書類
- ☐ 2者以上の見積書（事業着手時点において有効なもの）又は業者選定理由書
- ☐ 車名及びグレード並びにバッテリー容量が掲載されたメーカー資料（製品カタログの写し、ウェブサイトのページ印刷物等）
- ☐ 接続するV2H充放電設備の登録型式がわかる書類
- ☐ <既設の太陽光発電設備と接続する場合> 太陽光発電パネル及びパワーコンディショナー（PCS）の設置状況がわかる写真
- ☐ <接続先太陽光発電設備が系統接続している場合> 接続先太陽光発電設備について、一般送配電事業者と系統連系していることがわかる書類

⑦実績報告時の添付書類

- ☐ 販売店と契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等）
- ☐ <費用に変更があった場合> 費用の総額及び内訳がわかる書類
- ☐ 費用の支払を証明する書類（領収書の写し等）
- ☐ 自動車検査証の写し
- ☐ 電気自動車の使用の本拠の建物の外観の写真
- ☐ 自動車登録番号（ナンバー）が視認できる自動車の外観の写真
- ☐ 太陽電池パネル及びパワーコンディショナー（PCS）の設置状況がわかる写真
- ☐ V2H充放電設備の設置状況及び登録型式がわかる写真
- ☐ 飯田市災害時協力登録車制度の登録申込書

【国の基準（国要領別紙Ⅰ抜粋）】

【交付要件】

【電気自動車・プラグインハイブリッド自動車：a・bを満たすこと】

a 原則として再エネ発電設備と接続して充電を行うものであること。

b 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車又はプラ

グインハイブリッド自動車（「CEV補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。）であること。

※当該車両については、「CEV補助金」との併用は不可。

【燃料電池自動車：c・dを満たすこと】

c 原則としてCO₂排出実質ゼロ水素等を使用するものであること。（車両の導入前にCO₂排出実質ゼロ水素等の調達方法を確認すること。）

d 外部給電が可能な燃料電池自動車であること（「CEV補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。）。

※当該車両については、「CEV補助金」との併用は不可。

(7) V2H (V2B) 導入促進事業

①事業の目的

車両から建物への給電を可能とするV2H充放電設備（Vehicle to Home）またはV2B充放電設備（Vehicle to Building）の導入を促進し、再生可能エネルギーの効率的な利用や災害時レジリエンス機能強化に車載型蓄電池を活用することを目指します。

②補助率等

2／3

ただし、対象経費が150万円を超える場合は、150万円×2／3（千円未満端数切捨て）＝100万円を補助額の上限とします。

※CEV補助金との併用はできません。

③対象車両の条件について

- ・太陽光発電などの再生可能エネルギーを蓄電する電気自動車等から給電を行うものであること。
- ・経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で補助の対象となる設備であること。

④対象経費について

- ・V2H（V2B）の設備及び設備の導入に通常要する工事費等です。
- ・事業者の場合は、消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。

⑤法定耐用年数

6年

⑥交付申請時の添付書類

- ☐ 費用の総額及び内訳がわかる書類
- ☐ 2者以上の見積書（事業着手時点において有効なもの）又は業者選定理由書

- ☐ 設備の型番、性能等が掲載されたメーカー資料（製品カタログの写し、ウェブサイトのページ印刷物等）
- ☐ ＜接続先車両を既に保有している場合＞接続先車両に係る自動車検査証の写し
- ☐ ＜接続先太陽光発電設備が系統接続している場合＞接続先太陽光発電設備について、一般送配電事業者と系統連系していることがわかる書類

⑦実績報告時の添付書類

- ☐ 事業者と契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等）
- ☐ ＜費用に変更があった場合＞費用の総額及び内訳がわかる書類
- ☐ 費用の支払を証明する書類（領収書の写し等）

【国の基準（国要領別紙Ⅰ抜粋）】

【交付要件】

- a 充放電設備、充電設備について、原則として再エネ発電設備から電力供給可能となるよう措置されている場合に限る。ただし、ウ（セ）の付帯設備として導入する場合は、この限りではない。
- b 経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で補助対象となる銘柄に限る。

4 補助金の請求について

- ・補助金交付確定通知の受領後は、別紙請求書の様式を 交付確定の日から30日以内 に市役所ゼロカーボンシティ推進課までご提出ください。
- ・請求者は補助金の交付決定を受けた方とし、本人名義の口座を指定してください。
- ・請求書には、補助金申請書に押印したものと同一印影の印鑑を使用してください。

5 その他

- ・補助金により取得した財産には、処分制限期間（財産を撤去・廃棄したり譲渡したりすることができない期間）が存在します。原則として、法定耐用年数（例：太陽光発電設備は17年間）の間、実際に利用することが求められます。
- ・補助金を受け取られた方に対しては、本補助制度の効果を確認する目的で、エネルギーの使用状況等に関する報告等をいただくことがあります。補助金申請に関係する書類は、最低5年間保存するとともに、住宅における電力の使用状況等の記録を残していただく必要があります。
- ・虚偽の申請や報告により補助金の交付決定を受けた場合、交付決定者の承認を受けずに補助金交付の対象となる財産を処分した場合などは、補助金等交付規則の定めにより交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることとなります。